嵐山町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月

嵐　　山　　町

目次

第１章　はじめに
１　背景 …… １
２　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画の作成 …… １

第２章　対策の基本方針
１　目的及び基本的な戦略 …… ４
２　新型インフルエンザ等発生時の被害想定 …… ５
３　対策の基本項目 …… ６
４　役割分担 …… １５
５　発生段階 …… １７

第３章　各発生段階における対応
１　実施体制 …… ２０
２　情報提供・共有 …… ２０
３　まん延防止に関する措置 …… ２２
４　予防接種 …… ２３
５　町民の生活及び地域経済の安定に関する措置 …… ２６
６　医療 …… ３０

別表　特定接種の対象となり得る業種・職務について …… ３１

〇感染症法における主な感染症の分類一覧 …… ３８

参考　国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 …… ４０

用語解説 …… ４２

第１章　はじめに

１　背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する 免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

厚生労働省は平成 17 年（2005 年）11 月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に行うため「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、埼玉県(以下「県」という。)においても、同年 11 月「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。

平成 20 年 5 月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）及び「検疫法」が改正され、平成 21 年（2009 年）2 月には国の計画が抜本的に見直された。

このような中、同年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、WHOは同年6月に「世界的大流行」を宣言した。我が国においても、発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されている。しかし、この新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴は、季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応にあたり行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に合わせた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示され、県、嵐山町(以下「町」という。)も、これに従い対策を行った。

今回、これら国、県の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、「嵐山町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行うこととした。

２　新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成 25 年 4 月 13 日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律

第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

（２）行動計画の作成

平成25年６月７日、国は特措法第６条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を作成し、県は、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を作成した。

町では、特措法第８条第１項の規定により県行動計画に基づき、「嵐山町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成した。

町行動計画は、嵐山町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置等を示すものである。

（３）行動計画の対象

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

ア　感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ　感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（人から人に感染したものではなく、鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、町行動計画の参考として、「参考　国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（P40～41）で示すこととした。

（４）行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、県行動計画が見直された場合などは、町は、必要に応じ適時適切に町行動計画の変更を行う。

第２章　対策の基本方針

１　目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

ア　感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ　流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ　適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（２）町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ア　感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。

イ　事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果（概念図）＞

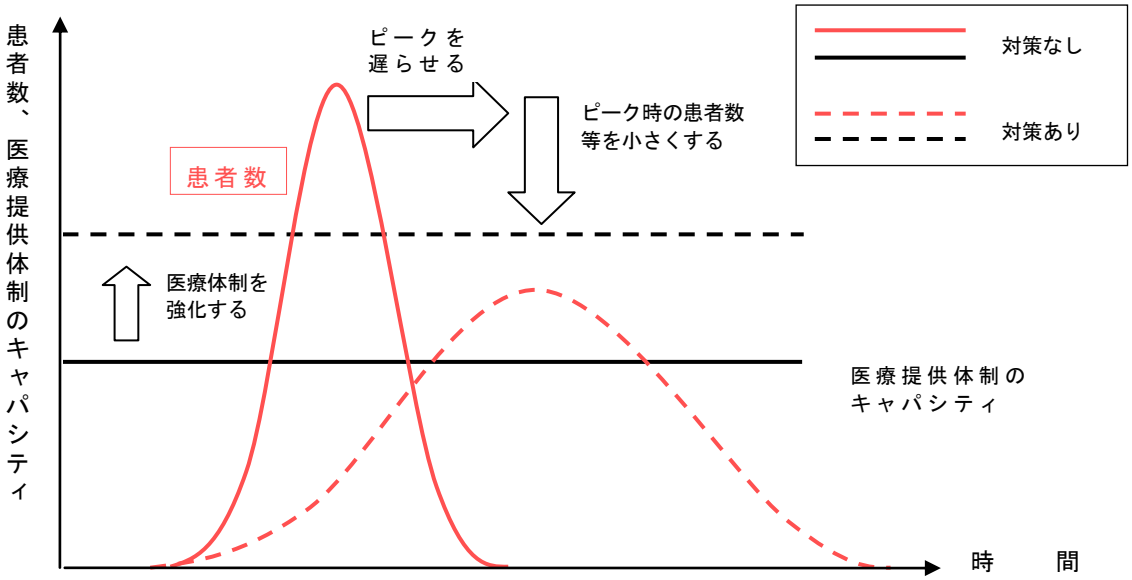

２　新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画及び県行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。（り患率については、第７回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の 25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000 年７月）を用いて被害規模が推計されていると考えられる。）

国と県の被害想定を基に、本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次の表のとおりとなり、町行動計画でもこれを参考とする。

	嵐山町		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約 1,900 人～ 約 3,600 人		約 75 万人～ 約 140 万人		約1,300万人～ 約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 80 人	約 290 人	約 3 万人	約 11 万人	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 30 人	約 90 人	約 9,500 人	約 36,000 人	約 17 万人	約 64 万人

※　入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を 0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※　この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※　この推計は、今後も適宜見直すことがある。

３　対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、町行動計画は、その目標と活動を「（１）実施体制」、「（２）情報提供・共有」、「（３）まん延防止に関する措置」、「（４）予防接種」、「（５）町民の生活及び地域経済の安定に関する措置」、「（６）医療」の６項目に分けて立案する。

また、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、嵐山町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。政府対策本部長が県を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

（１） 実施体制

ア　発生前の体制

特措法に基づかない任意の町対策本部会議等により事前準備の進捗を確認し、危機管理防災担当課や保健医療担当課を中心に関係課(局)の連携を確保しながら、嵐山町一体となった取組を推進する。また、他市町村、事業者及び比企医師会との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

イ　発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言したときは、対策を強力に推進するため、速やかに町長を本部長とし、各課(局)長からなる町対策本部を設置し、政府対策本部及び県対策本部の基本的対処方針に基づき町の対策を検討し、実施する。

【本庁の組織】

（ア）嵐山町新型インフルエンザ等対策本部
新型インフルエンザ等が発生した場合、嵐山町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。 町対策本部の組織は、嵐山町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則に基づき、関係各課（局）長等を本部員とし、部を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等対策に当たる。
（イ）嵐山町新型インフルエンザ等対策本部会議
新型インフルエンザ等への対策を推進するにあたり、情報交換及び連絡調整等を円滑に行うため招集するもの。 また、発生時において、県対策本部長から発生状況、患者発生時の医療に関する事項、まん延防止策等の特定の事項を付議されたときは、対策本部会議を開催し、協議の結果を県対策本部長へ報告する。関係各課(局)長等で構成する。

【地域機関の組織】

（ア）保健所
地域保健に関する広域的・専門的拠点として、関係機関との連絡調整、感染症発生動向の調査、疫学調査や検体の採取・輸送、相談応需等を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
（イ）衛生研究所
県の衛生行政の科学的、技術的中核として、関係部局と緊密な連携のもとに、新型インフルエンザ等に係る病原体の検査及び調査研究、疫学情報の収集・解析を行うとともに、保健所の疫学調査への技術支援等を行う。

（２） 情報提供・共有

ア　情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、近隣市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

イ　情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、国や県と連携し、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ　発生前における町民等への情報提供

発生前においても、県及び町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の町民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会と連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ　発生時における町民等への情報提供及び共有

（ア）発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外及び県内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図る。

（イ）相談窓口の設置

町は、新型インフルエンザ等発生時、住民からの相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するＱ＆Ａ等を参考に適切な情報提供を行う。

（ウ）町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県の情報、町の情報、指定地方公共機関等の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるようホームページを整備する。

オ　情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、県対策本部と情報を共有し、適時適切に発信する。なお、対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整する。

（３） まん延防止に関する措置

ア　予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、個人の行動を制限す

る面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ　主な予防・まん延防止

（ア）個人における対策

国内発生早期からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

（イ）地域対策・職場対策

国内発生早期から、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

緊急事態宣言下においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。なお、施設の使用制限等を円滑に行うため、未発生期においても関係者への周知に努める。

（ウ）その他

海外発生期には、その状況に応じた感染症危険情報の発出を行う。感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、町内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

（４） 予防接種

ア　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ　特定接種

（ア）特定接種の概要

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

（イ）特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

(a)「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(b)　新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(c)　新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種の対象となり得る者は、政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、別表「特定接種の対象となり得る業種・職務について」(P31～37)のとおりである。

（ウ）接種順位等

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を国が決定する。

(a)　特定接種の登録

町は、県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

(b)　特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国が、新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市町村が実施主体となり接種を行う。

ウ　住民接種

（ア）臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの町民に接種するため、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

この場合、町は、原則として集団的接種を行うこととし、全町民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

（イ）新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、町民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全町民が接種することができる体制の構築を図る。

（ウ）接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の 4 群に分類することを基本とする。

(a)　医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）

(b)　小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

(c)　成人・若年者

(d)　高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた

考え方もある。

（エ）住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

エ　留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

オ　医療関係者に対する要請

必要があると認めるときは、県は、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うこととされており、町は予防接種の実施に向けた体制整備に協力する。

（５）町民生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等は、多くの町民がり患し、各地域での流行が約８週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の 40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の町民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

一方、こうした場合、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

（６） 医療

ア　医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

県内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、県は、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関等についての十分な情報収集が必要である。

イ　医療機関等との連携

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県は、県医師会・学会等の関係機関のネットワークを活用し、町に情報提供する。

４　役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

（１）国
地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。 【新型インフルエンザ等発生前】 ・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進 【新型インフルエンザ等発生時】 ・政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進 ・医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
（２）県
特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。 県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。 新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・県対策本部等を設置 ・政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携 ・市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供 ・地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
（３）町
住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、町民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施 ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、医師会と連携

・関係機関や住民に対し、速やかに情報提供 【新型インフルエンザ等緊急事態宣言時】 ・町対策本部を設置 ・国、県の基本的対処方針に基づき政策を実施
（４）医療機関
【新型インフルエンザ等発生前】 ・新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策 ・必要となる医療資器材の確保 ・診療継続計画の策定 ・地域における医療連携体制の整備 【新型インフルエンザ等患者発生時】 ・診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ・発生状況に応じて医療を提供
（５）指定（地方）公共機関
医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。 ・特措法に基づき業務計画を作成 【新型インフルエンザ等発生時】 ・新型インフルエンザ等対策を実施 ・地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
（６）登録事業者
医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・国の指示により臨時に予防接種を実施 ・事業活動の継続 ・発生前から、職場における感染対策の実施 ・重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
（７）一般の事業者
新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

【新型インフルエンザ等発生時】 ・一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
（８）町民
日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ・外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

５　発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定める必要がある。政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を抑え、小康状態に至るまでを、５つの発生段階に分類している。国全体の発生段階の移行についてはＷＨＯのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考に政府対策本部が決定する。

しかし、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、柔軟に対応する必要があることから、本町における発生段階については、国・県が定めた発生段階に準じて次のとおり定める。発生段階の移行については、県対策本部の判断に従うものとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化する。

町行動計画における設定

発生段階	状　　態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (県内発生早期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 【政府行動計画】・地域未発生期　・地域発生早期 【県行動計画】　・県内発生早期
国内感染期／ 地域感染期 (県内感染拡大期)	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。 【政府行動計画】・地域感染期 【県行動計画】・県内感染拡大期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

〈参考〉政府行動計画（平成 25 年 6 月策定）における発生段階の区分

発 生 段 階	状　　態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）

国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

〈参考〉県行動計画（平成 26 年 1 月策定）における発生段階の区分

発生段階	状　　態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・地域未発生期（本県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第３章 各発生段階における対応

１　実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、町は県及び近隣の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、比企郡市一体となった取組を推進する。

また、行動計画の作成に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、適宜適切に意見を聴取する。

<table>
<tr><th>発生段階</th><th colspan="2">対策等</th></tr>
<tr><td>未発生期</td><td colspan="2">① 行動計画等の作成
特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。
② 国・地方公共団体の連携強化
国、県、近隣の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</td></tr>
<tr><td>国内感染期／地域感染期</td><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>○ 対策本部の設置
町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
※ 緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することができる。</td></tr>
<tr><td>小康期</td><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>○ 対策本部の廃止
緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する 。</td></tr>
</table>

２　情報提供・共有

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に住民に正しく行

動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

町は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

発生段階	対策等
未発生期	○ 体制整備等 ・町は、情報収集･提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。 ・新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。 ・町は、国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。
海外発生期	① 相談窓口等の体制 ・町は、国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。 ② 情報提供方法 ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。 ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。 ・ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供する。
国内発生早期・国内感染期／地域感染期	① 相談窓口等の体制充実・強化 ・国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。 ・国及び都道府県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 ② 情報提供方法 ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、ホームページ、相談窓口、防災無線等あらゆる方法で情報提供する。
小康期	○ 相談窓口等の体制の縮小 ・状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口等の体制を縮小する。

３　まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

発生段階	対策等
未発生期	① 感染対策の実施 ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出は控えるといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 ② 防疫措置、疫学調査等についての連携強化 ・町は、国が実施する検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、関係機関との連携を強化し必要な情報を共有する。
海外発生期	○ 感染対策の実施 ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
国内発生早期	○ 感染対策実施の要請 ・町は、 町民、福祉施設等に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等、基本的な感染対策等を勧奨する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
国内感染期／地域感染期	○ 国内でのまん延防止対策 ・町は、町民、事業所、福祉施設等に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策を実践するよう強く勧奨する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

４　予防接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第６条第１項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第６条第３項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

発生段階	対策等
未発生期	① 特定接種の位置づけ ・特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。 ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、町が実施主体として接種を実施する。 ② 特定接種の準備 ・町は、国が実施する登録事業者の登録業務及び、特措法第28条第４項の規定に基づき国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。 ・町は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。 ③ 住民接種の位置づけ ・住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。 ・実施主体である町が接種を実施する対象者は、当町に居住する者を原則とするが、これ以外にも、当町に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考慮する。 ④ 住民接種の準備 ・町が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国、県及び比企医師会の協力を得ながら接種体制の構築を図る。 ・町は、住民接種に関する実施要領を参考に、あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておくとともに、円滑な接種の実施のためにあらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど居住地以外の市町村における接種体制の構築を図る。

	・実施主体となる町は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等に留意し、比企医師会、事業者、学校関係者等と連携の上、接種体制を構築する。 ａ.医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 ｂ.接種場所の確保（医療機関、健康増進センター、学校等） ｃ.接種に要する器具等の確保 ｄ.接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
海外発生期	① 特定接種の実施 ・町は、国と連携し、当町の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 ② 特定接種の広報・相談 ・町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
国内発生早期	① 住民接種の実施 ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第６条第３項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。 ・実施主体となる町は、以下の事項等に留意し接種する。 ａ　町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、健康増進センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当町に居住する者を対象に集団的接種を行う。 ｂ　基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種することもできる。 ｃ　医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。 ｄ　医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問により接種する。 ② 住民接種の広報・相談 ・町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。 ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。 ③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査 ・予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>① 住民に対する予防接種の実施
・町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。
・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。
② 住民接種の広報・相談
・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
a　新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まる。
b　ワクチンの需要が極めて高い一方当初の供給が限られている。
c　ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
d　臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられ、そのための混乱も起こり得る。
・これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意し、それぞれ分かりやすく伝える。
a　接種の目的や優先接種の意義等。
b　ワクチンの有効性・安全性についての情報。
c　接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきか。
・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の連絡先等の周知を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内感染期／地域感染期</td><td colspan="2">① 住民接種の実施
・町は緊急事態宣言がされていない場合においては、新臨時接種を進める。
② 住民接種の有効性・安全性に係る調査
・予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</td></tr>
<tr><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>○ 住民接種の実施
・町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">小康期</td><td colspan="2">① 住民接種の実施
・町は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第６条第３項に基づく接種を進める。住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
② 住民接種の有効性・安全性に係る調査
・予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</td></tr>
<tr><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>○ 住民接種の実施
・町は流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。
・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
・住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。</td></tr>
</table>

５　町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

<table>
<tr><th>発生段階</th><th>対策等</th></tr>
<tr><td>未発生期</td><td>① 要援護者への生活支援
・町は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
・町は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。
・要援護者（以下に該当する者）を決定し、新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
a　一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
b　障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
c　障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ町からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
d. その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）</td></tr>
</table>

未発生期	・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。 ・町は、必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。 ・新型インフルエンザ等発生時にも、町民の生活支援を的確に実施できるよう、町の業務継続計画を策定する。 ② 火葬能力等の把握 ・町は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。 ・町は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。 ・町は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。 ・町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとし、その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行う。 ④ 物資及び資材の備蓄等 ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する
海外発生期	① 要援護者対策 ・新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。 ② 遺体の火葬・安置 ・町は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

<table>
<tr><td rowspan="2">国内発生早期</td><td colspan="2">① 要援護者対策
・町は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。
・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
②　遺体の火葬・安置
・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。</td></tr>
<tr><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>① 水の安定供給
・水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
② 生活関連物資等の価格の安定等
・町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</td></tr>
<tr><td>国内感染期／地域感染期</td><td colspan="2">① 要援護者対策
・町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
・町は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
② 遺体の火葬・安置
・町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
・町は、県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。</td></tr>
<tr><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>① 水の安定供給
・国内発生早期の項を参照。
② 生活関連物資等の価格の安定等
・国内発生早期の項を参照。
・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。
③ 遺体の火葬・安置
・町は、国から県を通じ行われる要請（死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する）を受け、対応する。
・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
④ 要援護者対策
・町は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小康期</td><td colspan="2">○ 要援護者対策
・町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。</td></tr>
<tr><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等
・町は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</td></tr>
</table>

６　医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

<table>
<tr><th>発生段階</th><th colspan="2">対策等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">国内感染期／地域感染期</td><td colspan="2">・町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、比企医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。
・町は、国、県及び比企医師会と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</td></tr>
<tr><td>緊急事態宣言がされている場合の措置</td><td>・町は、国、県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。</td></tr>
</table>

別表　特定接種の対象となり得る業種・職務について（県行動計画より引用）

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

（１）特定接種の登録事業者

A　医療分野

（A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

（注１） 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B　国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	―
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	―	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	―	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	―	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	―	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰･農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳･乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

（注２）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注３）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（２）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	県
県対策本部の事務	区分１	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	各市町村
市町村対策本部の事務	区分１	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分１	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分１	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分１	県 市町村
地方議会の運営	区分１	県 市町村

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分２	―
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分２	（法務省）
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分２	（法務省）
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分１ 区分２	県警察本部
救急 消火、救助等	区分１ 区分２	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分１ 区分２	（防衛省）

区分３：民間の登録事業者と同様の業務

（１）　の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務　（県、市町村）

○感染症法における主な感染症の分類一覧

分類	疾病
一類感染症	・エボラ出血熱 ・クリミア･コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱
二類感染症	・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 （病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ （病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイスルであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）
三類感染症	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・腸管出血性大腸菌感染症 ・パラチフス
四類感染症	・E 型肝炎 ・A 型肝炎 ・黄熱 ・Q 熱 ・狂犬病 ・炭疽 ・ボツリヌス症 ・H5N1 を除く鳥インフルエンザ ・マラリア ・野兎病 ・動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、上記疾病と同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

五類感染症	・インフルエンザ （鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） ・ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く） ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・性器クラミジア感染症 ・梅毒 ・麻しん ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・上記疾病と同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
新型インフルエンザ等感染症 （※ 特措法対象）	・新型インフルエンザ （新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得してないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの） ・再興型インフルエンザ （かつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興し、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの）
新感染症 （※ 特措法対象）	人から人に伝染すると認められる疾病であり、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

参考　国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※　これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

（１）　実施体制

（１）－１　体制強化

町は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国、県と連携し、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。

（２）　サーベイランス・情報収集

（２）－１　情報収集

町は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

（２）－２　県等からの情報収集

町は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、県等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（ＯＩＥ）、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）等）
- 国立大学法人北海道大学：ＯＩＥリファレンスラボラトリー
- 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- 地方公共団体

（２）－３　鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

町は、鳥インフルエンザの人への感染について、県からの情報により全数を把握する。

（３）　情報提供・共有

（３）－１　県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行う。

（３）－２　国及び県から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどＷＨＯが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、町は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、町民に積極的な情報提供を行う。

（４）　予防・まん延防止

（４）－１　水際対策

国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどＷＨＯが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、町も情報提供、注意喚起を行う。

（４）－２　疫学調査、感染防止策

① 町は、県からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

② 町は、国、県から要請があったときは、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

（４）－３　家きん等への防疫対策

町は、町内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、県が実施する以下の対策に協力する。

① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。

② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。

③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

用語解説

○　帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。県民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

○　抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○　サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○　死亡率(Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病にり患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等にり患して死亡した者の数。

○　新型インフルエンザ

感染症法第６条第７項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○　新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第１項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

○　新感染症

感染症法第６条第９項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○　積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○　相談窓口

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

○　致命率(Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○　鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはＡ型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがＨ５Ｎ１亜型であれば二類感染症、Ｈ７Ｎ９亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

○　濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○　パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○　パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○　病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○　プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではＨ５Ｎ１亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

○　り患率（Attack Rate）　＊政府行動計画では「発病率」

流行期間中にその疾病にり患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合。

嵐山町新型インフルエンザ等対策行動計画

事務局　　嵐山町健康いきいき課
〒355-0211
埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1
電 話　0493-62-0716
ＦＡＸ　0493-62-0710
Email r-kenkou02@town.ranzan.saitama.jp